

作成日 1995年06月09日  
改訂日 2015年08月01日

## 製品安全データシート

### 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称 ホクコークレマート乳剤  
整理番号 1153-16  
会社名 北興化学工業株式会社  
住所 〒103-8341 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号  
担当部門 環境安全部  
電話番号 03-3279-5151  
緊急連絡電話番号 03-3279-5151  
FAX番号 03-3279-5195  
推奨用途及び使用 上の制限 農薬(除草剤)

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性 引火性液体 区分3  
健康に対する有害性 急性毒性(経口) 区分4  
急性毒性(経皮) 区分外  
急性毒性(吸入:蒸気) 区分4  
皮膚腐食性／刺激性 区分2  
眼に対する重篤な損傷／眼刺激性 区分2A  
発がん性 区分2  
生殖毒性 区分1B  
特定標的臓器毒性(単回暴露)  
区分2(神経系 中枢神経系)  
特定標的臓器毒性(反復暴露) 区分1(神経系)  
環境に対する有害性 水生環境有害性(急性) 区分1  
水生環境有害性(慢性) 区分1  
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か  
分類できない。

#### GHSラベル要素

#### シンボル



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H226 引火性液体及び蒸気 H302 飲み込むと有害 H315 皮膚刺激 H319 強い眼刺激 H332 吸入するると有害 H351 発がんのおそれの疑い H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H371 神経系、中枢神経系の障害のおそれ H372 長期又は反復ばく露による神経系の障害 H400 水生生物に非常に強い毒性 H410 長期的影響により水生生物に強い毒性
注意書き	
安全対策	使用前に取扱説明書を入手すること。(P201) すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202) 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。(P210) 容器を密閉しておくこと。(P233) 涼しい所に置くこと。(P235) 容器を接地すること。アースをとること。(P240) 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241) 火花を発生させない工具を使用すること。(P242) 静電気放電に対する安全対策を講じること。(P243) ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260) ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261) 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264) この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。(P271) 環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋を着用すること。(P280) 保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280) 指定された個人用保護具を使用すること。(P281)
応急措置	飲み込んだ場合、気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P301+P312)

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で優しく洗うこと。(P302+P352)

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)

吸入した場合、気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P304+P312)

吸入した場合、呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。(P308+P313)

ばく露した時、又は気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P309+P311)

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。(P314)

特別な処置が必要である。(P321)

口をすすぐこと。(P330)

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362)

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。(P363)

火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)

漏出物は回収すること。(P391)

**保管** 換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)

施錠して保管すること。(P405)

**廃棄** 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

单一製品・混合物の区別

混合物

一般名

ブタミホス乳剤

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	

O-エチル-O-(3-メチル-6-ニトロフェニル)セコンダリーブチルホスホロアミドチオエート (別名 ブタミホス)	50.0%	C <sub>13</sub> H <sub>21</sub> N <sub>2</sub> O <sub>4</sub> PS			36335-67-8
キシレン	15.0% «12~18%»	C <sub>8</sub> H <sub>10</sub>	(3)-3, (3)-60		108-38-3
エチルベンゼン	15.0% «12~18%»	C <sub>8</sub> H <sub>10</sub>	(3)-28, (3)-60		100-41-4
ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1.7%		(7)-172		9016-45-9
有機溶剤、界面活性剤等	18.3%				

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

## 4. 応急措置

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、安静にし、保温する。

必要な場合は医師の診断、手当を受ける。

皮膚に付着した場合 速やかに多量の水および石鹼で洗い流す。

必要な場合は医師の診断、手当を受ける。

目に入った場合 直ちに清浄な水で目を洗浄し、医師の診断、手当を受ける。

飲み込んだ場合 直ちに医師の診断、手当を受ける。  
口をすすぐこと。

医師に対する特別注意事項 本剤は有機リン系農薬を含む製剤のため、治療法としては硫酸アトロピン製剤又はPAM製剤の投与が有効との報告がある。

## 5. 火災時の措置

消火剤 粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類など  
使ってはならない消火剤 情報なし

特有の危険有害性 火災時に有害ガスが発生するおそれがある。

特有の消火方法 消火作業は風上から行う。  
火元への燃焼源を断ち消火剤を使用して消火する。周辺火災の場合、周囲の設備などに散水して冷却し、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移動する。  
消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行なう。

消防を行う者の保護 適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置	付近の着火源となるものを速やかに取り除く。
	漏出した場所の付近に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。
	作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項	河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
回収・中和並びに封じ込め及び浄化方法・機材	少量の場合、漏出液をおがくず・ウエス・砂等に吸収させてから空容器に回収する。  多量の場合、土砂等でその流れを止め、できるだけ空容器に回収し、その跡をおがくず・砂等と混合して吸収させ同容器に回収する。
二次災害の防止策	付近の着火源となるものを速やかに取り除くとともに消火剤を準備する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気		「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
注意事項		みだりにエアロゾルが発生しないように扱う。
安全取扱い注意事項		取扱う前には必ずラベルを良く読むこと。
		すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
		取扱い中に身体に異常を感じた場合には、直ちに医師の手当を受けること。
		この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
		接触、吸入又は飲み込まないこと。
		眼に入れないこと。
		熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざされること。—禁煙。
		静電気放電に対する予防措置を講ずること。
		取扱い後は手足・顔などを石鹼でよく洗い、洗眼、うがいをするとともに衣服を交換すること。
		取扱い時に着用していた衣服等は他のものと分けて洗濯すること。
		かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。
保管	技術的対策	該当法令で定められた技術上の基準に従うこと。

混触危険物質	「10. 安定性及び反応性」を参照。
保管条件	火気を避け、直射日光があたらない低温な場所に密栓して保管すること。
容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	未設定
許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)	
日本産衛学会 (2009年版)	50ppm(キシレン、エチルベンゼン)
ACGIH(2010年版) TWA	100ppm(キシレン、エチルベンゼン)
設備対策	取扱いについては、出来るだけ密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。 取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具
衛生対策	取扱い後は手足、顔などを石鹼でよく洗い、洗眼、うがいをするとともに衣服を交換すること。 取扱い時に着用していた衣服等は他のものと分けて洗濯すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	形状	可乳化油状液体
	色	黄色澄明
	pH	5.6
沸点、初留点及び沸騰範囲		情報なし
引火点		32°C
自然発火温度		情報なし
比重(密度)		1.6(20°C)

## 10. 安定性及び反応性

安定性	通常の貯蔵・取扱において安定である。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	加熱や燃焼により分解し、有害ガスが発生するおそれがある。
危険有害な分解生成物	通常の条件下では生成しない。 加熱や燃焼により分解し、有害ガスが発生するおそれがある。

## 11. 有害性情報

急性毒性	経口	ラット LD <sub>50</sub>	雄 >2,050 mg/kg 雌 >1,820 mg/kg
		マウス LD <sub>50</sub>	雄 1,700 mg/kg 雌 1,900 mg/kg
	経皮	ラット LD <sub>50</sub>	雄 >5,000 mg/kg 雌 >5,000 mg/kg
皮膚刺激性		ウサギ	中等度の刺激性
眼刺激性		ウサギ	中等度の刺激性
皮膚感作性		モルモット	陰性
急性毒性	吸入		混合物の急性毒性推定値が17.2 mg/Iのため急性毒性(吸入:蒸気)一区分4とした。
皮膚腐食性／刺激性			混合物の成分の皮膚腐食性／刺激性一区分2の濃度合計が16.7%のため皮膚腐食性／刺激性一区分2とした。
眼に対する重篤な損傷／眼刺激性			混合物の成分の眼に対する重篤な損傷／眼刺激性一区分2Aの濃度合計が16.7%のため眼に対する重篤な損傷／眼刺激性一区分2Aとした。
発がん性			混合物の成分の発がん性一区分2の濃度が15%のため発がん性一区分2とした。
生殖毒性			混合物の成分の生殖毒性一区分1Bの濃度が15%のため生殖毒性一区分1Bとした。
特定標的臓器毒性 (単回暴露)			混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回暴露)一区分2(神経系)の濃度が50%のため特定標的臓器毒性(単回暴露)一区分2(神経系)とした。
特定標的臓器毒性 (反復暴露)			混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回暴露)一区分2(中枢神経系)の濃度が15%のため特定標的臓器毒性(単回暴露)一区分2(中枢神経系)とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復暴露)一区分1(神経系)の濃度が15%のため特定標的臓器毒性(反復暴露)一区分1(神経系)とした。

## 12. 環境影響情報

生態毒性	魚毒性	コイ LC <sub>50</sub> (96h)	3.26 mg/L
	その他	オオミジン コ EC <sub>50</sub> (48h)	0.06 mg/L

藻類生長 EbC<sub>50</sub> 0.075  
阻害試験 (0-72h) mg/L

### 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄に当たっては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

汚染容器及び包装

容器は関連法規並びに地方自治体の基準に従つて適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

### 14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類	3
国連番号	1993
品名(国際輸送品名)	その他の引火性液体
容器等級	III
海洋汚染物質	該当

国内規制

緊急時応急措置指針番号

該当法令に従い、包装、表示、輸送を行なう。

128

### 15. 適用法令

農薬取締法

ホクコークレマート乳剤  
登録番号 17661号

化学物質排出把握管理  
促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1  
条別表第1)

キシレン 政令番号:80

エチルベンゼン 政令番号:53

○-エチル=○-(6-ニトロ-メータトリル)=セカ  
ンダリーブチルホスホルアミドチオアート  
(別名 ブタミホス) 政令番号:47

ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル  
政令番号:410

労働安全衛生法

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

その他の引火点30°C以上65°C未満のもの

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条  
1、施行令第18条)

エチルベンゼン 政令番号:2の8

キシレン 政令番号:7の2

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

キシレン 政令番号:136

エチルベンゼン 政令番号:70

消防法

第4類 第2石油類(非水溶性液体)  
(指定数量 1,000L)

## 16. その他の情報

記載内容の問合せ先

会社名 北興化学工業株式会社

担当部門 環境安全部

電話番号 03-3279-5151

FAX番号 03-3279-5195

急性中毒に関する緊急の問合せ先

公益財団法人 日本中毒情報センター(事故に伴い急性中毒のおそれがある場合に限る)

中毒110 番 一般市民専用電話 (大 阪) 072-727-2499(情報料無料)

365日 24時間対応

(つくば)029-852-9999(情報料無料)

365日 9~21時対応

医療機関専用有料電話 (大 阪) 072-726-9923(1件2,000円)

365日 24時間対応

(つくば)029-851-9999(1件2,000円)

365日 9~21時対応

医療機関の方が一般市民専用電話を使用された場合も、情報料 1件につき2,000円を徴収します。

## 注意事項

本データシートは作成年月日での製品情報を記載しておりますが、すべての情報を網羅しているものではありません。新たな情報を入手した場合には追加又は訂正されることがあります。記載されている内容は、安全な取扱いを確保するための情報であり、いかなる保証をなすものではありません。特殊な条件下で使用するときは、その使用状況に応じた安全対策が必要となります。